

鴻巣市立小・中学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

鴻巣市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	5
3. 計画の期間	5
4. 実施する業務管理・健康確保措置の内容	5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1. 計画の趣旨、現状

児童生徒がこれからの変化の激しい社会を生き抜くため、教育には基礎的・基本的な力とともに、予測できない変化への対応力や主体的に社会に関わる積極性、新たな価値観を生み出す創造力などを育むことが求められている。その育成のためにも、教育職員に限られた時間の中で課題解決に取り組むことができる環境を整備することが重要であり、教育職員の働き方は極めて重要な課題となっている。

本市では、令和2年度に策定し、令和5年度に改定した「鴻巣市立小・中学校における働き方改革基本方針」に基づき、積極的に取組を進めてきた。しかしながら、一定の改善はみられるものの、令和7年度末においても目標（時間外在校等時間 原則 月45時間以内、年360時間以内）を達成することはできていない。

本計画は「鴻巣市立小・中学校における働き方改革基本方針」に基づき、より具体的に教育職員の働き方改革を進行することにより、教育職員が余裕をもって児童生徒を育成していくために設定するものである。

(1) 現状

- 勤務時間を除いた年間の平均時間外在校等時間については、小・中学校ともに減少している状況がみられるが、特に中学校においてまだ高い数値となっている。なお、年次休暇の取得日数については学校閉庁期間の見直し等の影響により増加傾向がみられ、改善している。

○勤務時間を除いた1か月の時間外在校等時間が45時間を超える教職員の割合（土日含む）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
小学校	63.7%	66.7%	58.1%	50.8%	35.2%	34.5%
中学校	77.6%	72.1%	75.5%	63.6%	57.8%	52.3%

勤務状況調査（6月）の結果より

○勤務時間を除いた1か月の時間外在校等時間が80時間を超える教職員の割合（土日含む）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
小学校	18.0%	16.1%	5.8%	3.3%	0.6%	1.1%
中学校	26.3%	26.0%	11.5%	10.1%	10.4%	10.9%

勤務状況調査（6月）の結果より

○年休取得日数>

	小学校	中学校
令和3年度	11.4日	8.5日
令和6年度	18.4日	14.2日

教職員の年次休暇の使用状況等調査の結果より

(2) アンケート等による評価・検証

「学校における働き方改革基本方針」(令和5年～令和8年)の評価検証

<結果について特に高評価であった項目>

	取組	取組の内容
◎	1-(2)-1	小・中学校において出退勤管理システムによる勤務時間管理の徹底
	1-(3)-1	休暇制度の周知(休暇案内、子育て応援ハンドブック等)
	1-(3)-2	週休日等の割振り変更についての周知及び確実な実施
	1-(3)-1	年次休暇、特別休暇等の取得促進のための取組
	3-(2)-2	学校における各種職員の活用(いきいき先生、特別支援教育指導員、通級指導教室指導員、日本語指導員、さわやか相談員、学力向上支援員、理科支援員、臨時学校教職員、学校事務員)
	4-(5)-2	長期休業中及び県民の日、開校記念日における「学校閉庁日」の設定および休暇促進に向けた働きかけ
○	3-(1)-3	メールやHP、学習者用端末を利用した家庭・地域との情報の共有化
	3-(1)-4	欠席連絡等のオンライン化(土日等も含む)
	3-(1)-7	ICTを活用した学習効果及び授業力の向上、授業準備時間の削減
	3-(2)-1	教育支援センター職員(臨床心理士、専門教育相談員、教育指導員、就学支援相談員、適応指導教室指導員、SSW)の業務内容や活用方法の例示

- 校務支援システム等のICTの導入により、児童生徒やその保護者に対する校務だけでなく、教育職員の勤務関係においても時間管理に効果がみられる。
- 学校等に配置している各種職員や専門職員の積極的な活用がみられる。
- 学校閉庁日の見直しを行ったことや、各種休暇制度や週休日等の割振り変更等の周知と実施により、年次休暇等の取得促進に効果があった。

<特に評価の低かった項目>

	取組	取組の内容
△	2-(4)-4	市の各課や各団体等からの依頼、協力の精選
	3-(3)-2	外部講師を招聘し「働き方改革」についての研修を実施
	3-(5)-1	「ふれあいデー」や「ノー残業デー」等の設定および徹底
	3-(5)-4	各学校での最終退校時刻の設定
	4-(1)-1	学校応援団や放課後子ども教室、地域諸団体(スポーツ等)等との連携による社会総がかりで子どもを育成する取組
	4-(1)-2	学校応援団に保護者や地域、ボランティア団体等が参画し、連携・協働の推進
	4-(1)-5	地域行事等への教職員の参加に係る負担軽減

- 学校応援団への地域人材の参加や、教育職員や児童生徒の校外行事への参加について等、地域との連携に課題がみられた。
- 退校時刻や「ふれあいデー」の設定等で、実施の徹底ができなかった学校があった。
- 各学校独自での外部講師の活用について、実施できない学校が多かった。
- 市や各団体からのチラシ配布等の協力依頼の精選について課題がみられた。

2. 目標

- 本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

【時間外在校等時間について】

- ・ 1か月の時間外在校等時間が月45時間以内の割合を100%とする。

【ウェルビーイングについて】

- ・ ストレスチェックに高ストレス者の割合を7%未満とする。(前年度9.4%)
- ・ 年次休暇取得日数について小・中学校の平均17日とする。
(前年度小学校18.4日、中学校14.2日)

3. 計画の期間

- 令和8年度から令和9年度まで

4. 実施する業務管理・健康確保措置の内容

- 本市においては、本計画の期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

- 学校以外が積極的に参画すべき業務

	「目標達成に向けた主な取組・計画」 該当箇所
登下校時の通学路における日常的な見守り活動等	4 (1)
放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応	2 (2)
地域学校共同活動の関係間の連絡調整	4 (1)
保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	1 (7)

- ・ 各学校の実情に応じて、児童生徒の登校時間の見直しを推進するとともに、保護者地域住民による見守り活動を推進する。また、放課後の見回り等、教育職員の自主的な見回りを原則行わないこととし、児童生徒が補導された際の引取り等については、保護者が第一義的な責任を負うことについて、認識を共有する。また、令和9年度までに、教育委員会において学校が弁護士等の専門家を活用できる環境をさらに整備する。

- 教師以外が積極的に参画すべき業務

	「目標達成に向けた主な取組・計画」 該当箇所
調査・統計等への回答	1 (8)
ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理	1 (4)
学校のプールや体育館等の施設・設備の管理	1 (7)
部活動	1 (6)

- ・ 各学校の実情に応じて、デジタル校務支援システムの活用の促進を図るとともに、教育委員会以外にも、市からの発出文書等を削減するとともに、調査回答に係る事務作業のICT化などを行い、事務負担の軽減を行う。また部活動についても今後の地域転換を見据え、特に

平日の活動時間等の適正化を図る。

○教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

	「目標達成に向けた主な取組・計画」 該当箇所
学習評価や成績処理	I (4)
学校行事の準備運営	I (3)・4 (1)
支援が必要な児童生徒・家庭への対応	I (7)

・採点支援システム等の活用による採点事務の負担軽減や、成績処理の ICT 化をさらに進める。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の教育相談・生徒指導関係会議への参加を促し、専門的な知見を活用できる環境を整備する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るために、市内各小・中学校の教育職員の在校等時間を把握し、毎年度、市ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において、報告することとする。
- (2) 時間外在校等時間に係る目標達成については、本市で導入しているデジタル校務支援システムで把握し、その他の目標については本市で行っているストレスチェックの結果から把握する。
- (3) 本計画の内容に照らして課題がみられる場合は、当該学校及び教育職員等に聞き取りや指導を実施する。特に時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる場合や、休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中においても、速やかに状況が改善されることを目指して個別に指導・支援を実施する。
- (4) 各小・中学校において働き方改革の取組が進行するよう、本計画の周知を行うとともに、研修を実施するなど教育委員会の支援を強化する。
- (5) 各小・中学校においては、管理職のリーダーシップのもとで学校運営協議会における協議も踏まえつつ、本計画に基づいた教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者や地域の理解を促進するため、「業務の三分類」をはじめとして業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体項目について協力を得られるようにする。